

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成 29 年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

申請相談・事業支援計画書(様式4)発行受付他のご案内

- ☆ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等**の取り組みに対し**50万円**を上限に補助金(補助率:2/3)が交付されます
- ☆ 計画の作成や販路拡大の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます

《補助金の主な概要》

○補助対象者

常時使用する従業員数が、卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)は5人以下、製造業その他・サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下

※小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

※補助対象となりうる者

会社および会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)、個人事業主

○補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、⑫設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、⑬委託費、⑭外注費

※次の(1)～(3)の条件をすべて満たすものが、補助対象経費となります。

(1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

(2)交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費

(3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

○対象となる事業

策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。

《対象となり得る取組事例》

(1)地道な販路開拓等の取組について

・新商品を陳列するための棚の購入・・・【①機械装置等費】

- ・新たな販促用チラシの作成、送付・・・【②広報費】
- ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）・・・【②広報費】
- ・新たな販促品の調達、配布・・・【②広報費】

など

(2)業務効率化（生産性向上）の取組について

【「サービス提供等プロセスの改善」の取組事例イメージ】

- ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減・・・【⑨専門家謝金】
- ・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装・・・【⑭外注費】

【「IT利活用」の取組事例イメージ】

- ・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する・・・【①機械装置等費】
- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する・・・【①機械装置等費】
- ・新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する・・・【①機械装置等費】
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する・・・【①機械装置等費】

○補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円

*ただし、

- (1) ①従業員の賃金を引き上げる取組、②買物弱者対策に取り組む事業、③海外展開に取り組む事業で150万円以上の補助対象となる事業費に対し、100万円を補助します。150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。
注：上記①～③は、複数選択できません（いずれか一つ）。
- (2) 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。
(ただし、500万円を上限とします。)
- (3) 上記(1)と(2)の併用は可能です。
(その場合でも、補助上限額は500万円を上限とします。)

○手続きの流れ

①小規模事業者持続化補助金の詳細、公募要領の確認
(必ずご確認ください)

<http://h29.jizokukahojokin.info/>

(公募要領)

http://h29.jizokukahojokin.info/index.php/download_file/view/429/1/

②申請書類作成

(必ず下記から申請書類をダウンロードしたものを使用してください)

<http://h29.jizokukahojokin.info/index.php/sinseiyousiki/>

③大阪商工会議所各支部へ補助金申請について相談

◎申請には各地商工会議所が発行する「事業支援計画書」(様式4)が必要です。お早目に(5月11日(金)まで)下記支部へご相談ください。

※代表者の満年齢(平成29年12月31日現在)が60歳以上の事業者(共同申請の参画事業者を含む)の場合は各地商工会議所が発行する「事業承継診断票(様式6)」も必要となります。

※来所の際には必ず申請書類(「(様式2)経営計画書」、「(様式3)補助事業計画書」)のコピーと代表者の生年月日を確認できる公的書類(写しでも可)をご持参ください。

※大阪市外の事業者の方は、お近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。

※公募要領に定めるとおり、社外の代理人のみによる相談・様式4(様式6)の交付依頼は受付できません。

※5月14日(月)以降にご相談の方は、日本商工会議所への補助金申請書類提出期限間に合わない可能性がありますので、予めご了承のうえ、お早目にご相談ください。

④申請書類の完成

※計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます

⑤申請書類の送付

日本商工会議所補助金事務局へ、商工会議所にて発行された「事業支援計画書」(様式4)とあわせて申請書ほか必要な書類を送付

(※代表者の満年齢(平成29年12月31日現在)が60歳以上の事業者(共同申請の参画事業者を含む)の場合は事業承継診断票(様式6)もあわせて送付)

◎補助金申請書類提出期限

5月18日(金)
【当日消印有効】

○採択結果公表

7月中(予定)

○補助事業実施期間

交付決定通知受領後から平成30年12月31日(月)まで各補助事業者が事業を完了(補助対象経費の支払いまで含みず)した後、30日を経過する日、または平成31年1月10日(木)までのいずれか早い日まで

○実績報告書提出期限

○同補助金についてのご相談は、大阪商工会議所各支部まで

来所の際には必ず申請書類(「(様式2)経営計画書」、「(様式3)補助事業計画書」)のコピーと代表者の生年月日を確認できる公的書類(写しでも可)をご持参ください。

淀川区、東淀川区、西淀川区、北区、福島区で事業を営まれている方は…

北支部 （北区西天満 5-1-1 ザ・セヤマビル 3 階） ☎ 6130-5112

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/kita.html>

都島区、旭区、城東区、鶴見区、東成区、生野区で事業を営まれている方は…

東支部 （都島区東野田町 4-6-22 ニッセイ京橋ビル 2 階） ☎ 6358-6111

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/higashi.html>

中央区で事業を営まれている方は…

中央支部 （中央区本町橋 2-8 大阪商工会議所ビル 2 階） ☎ 6944-6433

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/chuo.html>

此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西成区で事業を営まれている方は…

西支部 （西区立売堀 4-2-21 銀泉阿波座ビル 1 階） ☎ 6539-1666

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/nishi.html>

天王寺区、阿倍野区、東住吉区、平野区、住之江区、住吉区で事業を営まれている方は…

南支部 （天王寺区堀越町 13-18 銀泉天王寺ビル 5 階） ☎ 6771-2211

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/minami.html>

※大阪市外の事業者の方は、お近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。